平成２７年（フ）第３７７号
熊本市南区江越２丁目18番24号
債務者　松尾　千清
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８６号
熊本市北区楠野町501番地３－２、前住所熊本県菊池市泗水町吉富210番地７　シスラ・クレシア106
債務者　田中　孝二
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
広島県福山市大門町１丁目46番７号　サニーハイツ２－Ａ
債務者　宮永利恵子（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１１号
広島県福山市久松台２丁目９番15号　シティハイツ静風202
債務者　火山　和樹
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１５号
広島県福山市三吉町４丁目８番14―305号
債務者　入江　健悟
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３０２号
神奈川県中郡大磯町東町１丁目４番17号
債務者　近藤奈留美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２０７号
神奈川県足柄上郡開成町牛島212番地６
債務者　野呂瀬さゆり
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２２２号
神奈川県厚木市下古沢16番地
債務者　村井美佐江
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５５号
山口市大内矢田北３丁目14番３号　ソレイユ・Ｂ　202号、前住所山口市大内氷上７丁目１番10号
債務者　山田　康範
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３７号
熊本県荒尾市宮内出目1442番地三宅アパート211号
債務者　内海　　歩
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第４０号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2514番地出町ハイツＡ棟２号
債務者　前畑　佳奈
1　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６９号
宮崎県都城市北原町30街区16号　県営北原団地56―６－３
債務者　山元美恵子
1　決定年月日時　平成27年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２１号
福井県敦賀市津内41号３番地の２　長沢
債務者　今川　　豊
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第１４８号
長野県松本市大字寿小赤2772番地　パークタウン須山Ｅ202
債務者　堀内　清志
1　決定年月日時　平成27年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第９１２号
名古屋市天白区野並２丁目176番地　セントラルハイツ野並Ⅱ102号室
債務者　桑原　美紀
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９４０号
愛知県清須市西枇杷島町地領１丁目３番地15メゾンニシビ203号
債務者　柳　由紀子
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３９号
名古屋市港区宝神２丁目2607番　トゥリリオン302号、住民票上の住所名古屋市港区当知３丁目2502番地　ガーデンテラス当知１番館507号
債務者　小池　　綾
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部